

どくりつぎょうせいほうじんいやくひんいりょう き きそうごうきこう しょうがい りゆう さべつ
独立行政法人医薬品医療機器総合機構における障害を理由とする差別の
かいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん かん いけん ぼしゅう
解消の推進に関する対応要領（案）に関するご意見の募集について

へいせい ねん がつ にち
平成27年8月28日

どくりつぎょうせいほうじん いやくひんいりょう き きそうごうきこう
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

たび どくりつぎょうせいほうじんいやくひんいりょう き きそうごうきこう い か きこう
この度、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」とい
う。）では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
（平成25年法律第65号。）第9条第1項の規定に基づき、機構の役
職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的として、
機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
の案を作成しました。

つきましては、当該対応要領を定める上での参考とするため、下記
により広くご意見を募集いたします。

【参考；障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）】

ぎょうせいきかんとく しょうがい りゆう さべつ きんし
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

だい じょう ぎょうせいきかんとく じ むまた じぎょう おこな あ しょうがい りゆう
第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として
しょうがいしゃ もの ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ けんりりえき
障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を
しんがい
侵害してはならない。

2 ぎょうせいきかんとく じ むまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてき
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的
しょうへき じょきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい じっし
障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に
ともな ふたん かじゆう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、
とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし
当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施に
ひつよう ごうりてき はいりよ
ついて必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

くにとうしょくいんたいおうようりょう
(国等職員対応要領)

だい じょう くに ぎょうせいきかん ちょう どくりつぎょうせいほうじんとう きほんほうしん そく だい
第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第
じょう きてい じこう かん とうがいくに ぎょうせいきかんおよ どくりつぎょうせいほうじんとう
7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の
しょくいん てきせつ たいおう ひつよう ようりょう ちゅうりやく さだ
職員が適切に対応するために必要な要領（中略）を定めるものとする。

き
記

いけんぼしゅう たいしゅう
1. 意見募集の対象

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

ぼしゅうきかん
2. 募集期間

へいせい ねん がつ にち きん へいせい ねん がつ にち ど
平成27年8月28日（金）から平成27年9月26日（土）まで

いけん ていしゅつほうほう
3. ご意見の提出方法

きさいじこう めいき うえ い か
【記載事項】①～⑦を明記の上、以下の（1）～（3）のいずれかの
ほうほう ていしゅつ
方法でご提出ください。

なほ、でんわ うけつけ りょうしょう
なお、電話での受付はしていませんのでご了承ください。

きさいじこう ようしきにんい
【記載事項（様式任意）】

しめい きぎょう だんたい ばあい きぎょう だんたいめい ぶしよめいおよ たんとうしゃめい
①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

じゅうしょ
②住所

でんわばんごう
③電話番号

ばんごう
④ファックス番号

でんし
⑤電子メールアドレス

がいとうかしよ がいとうかしよ わ めいき
⑥該当箇所（該当箇所が分かるように明記してください。）

いけん ないよう
⑦意見の内容

(1) 電子メールの場合 (締切日必着)

- ・アドレス taidouyouryou@pmda.go.jp
- ・件名は「対応要領 (案) に対する意見」と記載してください。

(2) ファックスの場合 (締切日必着)

- ・ファックス番号：03-3506-9417
- ・宛先：(独)医薬品医療機器総合機構総務部パブリックコメント
担当宛
- ・題名は「対応要領 (案) に対する意見」と記載してください。

(3) 郵送の場合 (締切日当日消印有効)

- ・送付先住所：〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
- ・宛先：(独)医薬品医療機器総合機構総務部パブリックコメント
担当宛
- ・封筒左側に「対応要領 (案) に対する意見」と朱書きで記載してください。

4. ご意見を提出いただく際の留意点

- ・提出いただくご意見は、日本語に限ります。
- ・皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。
- ・ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合、及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、該当

箇所^{かしよ ふ}を伏せさせていただきます。

- ・ご意見^{いけん}に付^ふされた氏名^{しめい}、連絡先^{れんらくさきとう}等の個人情報^{こじんじょうほう}につきましては、適正^{てきせい}に管理^{かんり}し、ご意見^{いけん}の内容^{ないよう}に不明^{ふめい}な点^{てん}があった場合^{ばあい}等の連絡^{れんらく}・確認^{かくにん}といった、本案^{ほんあん}に対する意見^{たい}公募^{いけんこうぼ}に関する業務^{かん}にのみ利用^{ぎょうむ}させていただきます^{りよう}。